

鹿沼市水道事業の水道技術管理者の資格等を定める
条例の一部改正について

次のように改める。

令和 7 年 2 月 19 日提出

鹿沼市長 松 井 正 一

鹿沼市水道事業の水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する
条例

鹿沼市水道事業の水道技術管理者の資格等を定める条例（平成 28 年鹿沼市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「の土木工学科又はこれに相当する課程」を削り、「衛生工学又は水道工学に関する学科目」を「土木工学科又はこれに相当する課程」に、「2 年以上水道」を「3 年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下「水道等」という。）」に改め、「者」の次に「（1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第 2 号中「の土木工学科又はこれに相当する課程」を削り、「衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を「機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程」に、「3 年以上水道」を「4 年以上水道等」に改め、「者」の次に「（2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第 3 号中「高等専門学校」の次に「（以下「短期大学等」という。）」を、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（2 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第 6 号を同条第 8 号とし、同条第 5 号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（5 年以上水道の工事に係る技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第 7 号とし、同条第 4 号中「中等教育学校」の次に「（以下「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（3 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第 5 号とし、

同号の次に次の1号を加える。

- (6) 高等学校等において、機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第4条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 短期大学等において、機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第5条第1号を次のように改める。

- (1) 大学、短期大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において、土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、大学を卒業した者については3年以上、短期大学又は高等専門学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については5年以上、高等学校又は中等教育学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第5条第2号中「及び」を「又は」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目」を「の課程」に、「相当する学科目」を「相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に改め、同条第4号中「前2号」を「前3号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

（鹿沼市水道事業給水条例の一部改正）

- 2 鹿沼市水道事業給水条例（平成7年鹿沼市条例第24号）の一部を次のように改める。

第15条第2項第1号中「第5条」を「第6条」に改める。